

石綿に係る規定の整理等について(案)

1 建築基準法施行令の石綿に係る規定の整理に対応した告示制定

【告示の要旨】

建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第210号)で、石綿含有建材に係る規定が整理されたところであるが、改正された建築基準法施行令(以下「令」という。)第115条第1項第三号イ(1)の規定に基づき、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の構造方法を次のように定める。

- ・ 金属等の煙突の内側の熱を直ちに外側に伝えるもの(以下「金属等」という。)以外の不燃材料で造るもの
- ・ 金属等で造り、金属等以外の不燃材料で覆うもの

【施行期日】

平成16年10月1日

2 石綿に係る規定の整理(関連告示の改正)

【告示の要旨】

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行により、石綿含有建材の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止となることを踏まえ、次の告示のうち石綿含有建材に係る規定について、石綿含有建材を削除しても規定自体は成立するものについては、当該石綿含有建材のみを削除することとし、石綿含有建材を削除すると規定そのものが成立しないものについては、当該規定を削除することとしたい。

【改正される告示】

- ・ 昭和45年建設省告示第1827号
- ・ 昭和56年建節省告示第1100号
- ・ 平成12年建設省告示第1358号
- ・ 平成12年建設省告示第1359号
- ・ 平成12年建設省告示第1362号
- ・ 平成12年建設省告示第1367号
- ・ 平成12年建設省告示第1368号
- ・ 平成12年建設省告示第1399号
- ・ 平成12年建設省告示第1400号
- ・ 平成13年国土交通省告示第1540号

(別添)

- ・ 平成13年国土交通省告示第1541号

なお、今回の改正案で削除される具体の石綿含有建材については次のとおり。

- ・ 石綿スレート
- ・ 石綿パーライト板
- ・ 石綿けい酸カルシウム板
- ・ 石綿を主材料とした断熱材

【施行期日等】

改正告示の施行日は、平成16年10月1日とする。

この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿含有建材を用いる建築物の部分で、改正前の告示の規定に適合するものについては、改正後の告示の規定に適合するものとみなす。